

請 書 (案)

件 名 授業料債権管理システム保守

代 金 額 金 円 (うち、消費税及び地方消費税額 円)

消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金に110分の10を乗じて得た額である。なお、当該法令の改正により本体価格に乗すべき乗数の変動があった場合は、改正された法令により定められた乗数を乗ずるものとする。

上記の役務を上記の代金額で別紙仕様書に基づき下記によりお請けします。

記

1. 請負期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
2. 代金額の請求は、当該月末で締め切り、請求書を山口大学財務部契約課に送付するものとする。なお、発注者は適法な請求を受理した日が月の10日以前であるときは、受理した月の翌月の10日に、受理した日が月の11日以降であるときは、翌々月の10日に支払うものとする。
3. この契約についての一般的約定事項は、別記の国立大学法人山口大学業務請負契約基準によるものとする。
4. この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、双方協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

国立大学法人山口大学 御中

請 負 者